やまがた演劇りーぐ！ 規約（2020.03）

第１章：総 則

・本会は「やまがた演劇りーぐ！」と称する（以下、本会とする）
・本会は起源を演劇大学 in やまがた 2018 にて開催されたシンポジウム「山形演劇サミット～これからの山形演劇を話そう～」とし、シンポジウムに際して作成された 4 つの宣言履行を端緒とする。4 つの宣言を要約すると山形の演劇界における、第 1：継続した交流、第 2：情報共有、第 3：戯曲公開、第 4：新規参入支援である。
・本会の目的・目標は、
①山形の演劇人の交流を広げ、お互いの演劇活動を応援する文化をつくる。
②演劇活動がより地元に根ざし、文化の発展につながるよう広く発信する。
この①②を理念とし、100 年後の山形で暮らす子供達が遊びのように自由闊達に演劇を楽しめる環境を作ることとする。

第２章：参加者

・ 本会の参加者は以下の通りとする。
①事務局メンバー
参加希望意思を示し、2～3 ヶ月に 1 回開催される定例会及び総会へ参加。
各種の課題解決の検討・作業に参加し、意思決定に関わる。各部署を担当する。
参加費：1,000 円／月

②賛助会員
個人・団体ともに、1 口 5,000 円の支援金で参加。定例会への参加は自由。実務は担当せず、議決権は有しない。本会の提供する制度等で各種優遇措置を受けることが出来る。
参加費：1 口 5,000 円～（優遇措置は 1 口年 1 回）

・事務局メンバーおよび賛助会員の条件は、本会の目的に賛同している人物・団体であれば、年齢・性別・住所・国籍などで制限をするものではない。
・事務局メンバーは次の事由によって、その資格を喪失する。
（1）退会したとき。
（2）死亡したとき。
（3）除名されたとき。

・事務局メンバーは次の各号の一つ以上に該当するときは、当該事務局メンバーに弁明の機

会を与えた上で、他の事務局メンバーの承認を経て除名することが出来る。これは議長も同様とし、事務局メンバーの過半数の承認を経て除名される。

（１）本会の名誉を傷付ける、または運営上重大な支障をきたす行為（例：会計不正、参加者同士の金銭トラブルなど）を行った場合。

（２）その他、本会に重大な損害を与えたとき。

第３章：役職

・役職は以下の通りとする。

役職

・議長（会議の司会、事業の総括）

・事務（総会・定例会の会場確保・議事の整理などを担当）

・会計（月会費・支援金・会議費など出納の管理や決算整理を担当）

・広報（web 維持管理・メンバー募集などを担当）

・企画（演劇祭開催の際には助成金の手続きなどの作業を担当）

・情報収集（演劇カレンダー・動員把握などを担当）

（１）議長

全員の総意に基づいて選出されたものが議長として、本会の最終決定権限と運営における全責任を持つものとする。参加者全員の総意は年 1 回開催される総会にて図るものとする。任期は１期１年とし、再選を妨げない。

（２）事務局メンバー

議長以外の事務局メンバーは、上記各種の役割を分担する。また企画立案や運営に関する意思決定に関して、全員が平等の権限を有するものとする。

（３）賛助会員

企画提案に関して参加権限を認めるものの、本会の運営に関する意思決定の権限は有しない。本会側から援助を依頼し、具体的に業務を指示することもあるものとする。

・ 事務局メンバーは、次の業務を行う。

（１）議長は事務局メンバーを代表し、本会の業務を総括する。

（２）事務局メンバーは各部署を担当し、議長に事故ある時は速やかに代行を定め、その職務を代行する。

・事務局メンバーは次の各号の一つに該当するときは、自他問わず申告により事務局メンバーの過半数の承認で役職・役割から解任することが出来るものとする。

（１）心身の故障により職務の遂行に耐えられないと認められるとき。

（２）職務上の義務違反その他、担当者として相応しくない行為があると認められたとき。

第4章:活動について

・公演情報の収集、戯曲募集、情報提供を基本の活動とする。
・上記を履行するため、やまがた演劇りーぐ！HP の運営を行う。
・その他、山形演劇界を盛り上げるために企画検討を行い、それを運営・提案、または補助・協力する。

第 5 章:意思決定

・本会の意思決定機関は、定期の会議及び年 1 回の総会とし、以下の事項を随時決定する。これは事務局メンバーが投票権を有し、オンライン参加も同様とし、委任も可とする。
（１）事業計画と予算の確認、承認。
（２）事業報告と収支の確認、承認。
（３）HP 掲載内容（公演情報・戯曲・劇団情報等）
（４）企画（公演やワークショップ）へのメンバーの参加意思の確認。
（５）そのほかユニット運営に関する重要な事項（規約の変更など）
（６）議長の選任

第 6 章:会費・会計

・事務局メンバーは会費として、本会に 1,000 円/月を納入し、賛助会員は 1 口を 5,000 円とし、原則これを財源に運営費用として充てるものとする。
・本会の会計は、年度締めとし、会計担当がその任に当たる。
・会計報告は年 1 回開催の総会及び WEB 上にて報告されるものとする。

第 7 章:規約改正

・この規約は、事務局メンバーの過半数の同意を持って改正することが出来る。